

なごみの家重要事項説明書

(令和6年 4月1日現在)

1. 事業主体概要

事業主体名	きらり健康生活協同組合
法人の種類	生活協同組合
代表者名	理事長 木村 公
所在地	福島県福島市野田町一丁目15-12
法人の理念	いのち輝く明日のために 健康づくり 仲間づくり まちづくり みんなでつくる みんなの安心
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 訪問介護 第1号訪問事業 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 小規模多機能居宅介護 介護予防小規模多機能居宅介護 通所介護 第1号通所事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定居宅介護支援事業所
他の介護保険以外の事業	無床診療所 有床診療所 (19床)

2. ホーム概要

ホーム名	なごみの家
ホームの目的	認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、安定した生活を支援すること。
ホームの運営方針	① 個人の意志の尊重 ② 残存機能の活用 ③ 社会生活の継続 ④ 家庭的な雰囲気
ホームの責任者	管理者 渡邊 高広
開設年月日	2003年 4月 7日
保険事業者指定番号	0770101749
所在地、電話・FAX 番号	福島県福島市北沢又字下台前1-2 (電話) 024-555-1020 (FAX) 024-555-1311
交通の便	福島交通飯坂線 上松川駅より徒歩10分
敷地概要	敷地面積 1,210.09 m ²
建物概要	構造：木造平屋建て 延床面積：558.09 m ² (工房も含む)
居室の概要	西棟 9室、東棟 9室 計18室 (1室 10 m ²) ※洋室18室 (うちトイレ付4室)
定員	1ユニット当たり定員 9人、(ユニット数：2ユニット) 総定員 18人
共用施設の概要	ホーム東側に工房を設置 (58.32 m ²) 入居者の作業等で利用する他、多目的に利用できます。
緊急対応方法	入居者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。また、夜間における緊急時の対応のため、別途記載の協力医療機関と連携をとります。
防犯防災設備 避難設備等の概要	各居室からは直接外部へ出られる構造となっており、共用部分に関しては2方向避難を確保しています。また、主な防災設備としては、スプリンクラー、自動火災報知設備、小型消火器、非常照明設備、放送設備、誘導灯等を設置しています。
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	職員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1 人		1		1
計画作成担当者 （介護支援専門員）	1 人以上		0		1
介護従事者	1 4 人以上	1 2	1	5	1

4. 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従事者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理業務
介護支援専門員	認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護従事者	入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活上の世話

5. 勤務体制

- ・ 早番 6 : 40 ～ 15 : 15
- ・ 遅番 11 : 25 ～ 20 : 00
- ・ 日勤 8 : 55 ～ 17 : 30
- ・ 夜勤 16 : 10 ～ 翌 10 : 00

6. ホーム利用にあたっての留意事項

① 面会時間

面会は24時間可能です。

但し、20時以降は施設いたしますので職員に連絡が必要です。

来訪者の方が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。

② 外出、外泊

ご自由に外出、外泊することができます。但し、職員に必ず申し出下さい。

飲酒・喫煙

飲酒のご希望があれば申し出ください。

居室での喫煙はご遠慮下さい。喫煙については原則禁止しております。

③ 設備・備品

入居者の貴に帰すべき事由によって、施設内の設備・備品類等に破損や紛失等の損害を与えた場合は、現状回復にかかる費用は入居者が負担するものとする。

④ 金銭・貴重品の管理

貴重品は責任を持って保管させていただきます。また、貴重品預りについては当施設及び入居者、入居者代理人と確認・同意の上、貴重品をお預りいたします。

⑤ 各種専門職の実習受入

当施設においては、専門職育成と社会貢献の一環として各種専門職の実習生を受け入れております。当施設職員の指導のもと実習生が入居者に対して援助活動の実践を行います事をご了解ください。

- ・ 入居時にお持ち頂くもの
 - 介護保険被保険者証（保険証が新しくなった場合は、その都度提示してください）
 - 医療保険被保険者証（保険証が新しくなった場合は、その都度提示してください）
 - 老人保健法 医療受給者証（お持ちの方）
 - 身体障害者手帳（お持ちの方）
 - 重度心身障害者医療受給者証（お持ちの方）
 - 精神保健福祉手帳（お持ちの方）
 - その他、日常生活に必要な物品等（別紙参照）

7. 非常災害対策

防火設備 消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー

防火訓練 年2回実施（内1回は水防法に定める訓練を含む）

訓練時には、入居されている方の御協力をお願いする場合があります。

8. 身体拘束・高齢者虐待防止のための措置等

原則として入居者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。また、入居者または代理人に対して身体拘束の必要性を説明し、文書による同意を得ることとします。

また、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものとします。

また、年2回は高齢者虐待防止及び身体拘束防止に関する職員学習会を開催します。

9. 職員に対するハラスメント

入居者又は家族が、施設や施設職員又は他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する。身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する。怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を解除することができる。

10. 事故発生時の対応

- （1）事業所はサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに保険者(市町村)、家族(身元引受人又は後見人)に連絡をとるとともに必要な措置を講じます。
- （2）事業所は、入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （3）万が一、職員に入居者の血液・体液の暴露や針刺し事故が発生した場合に、入居者の感染情報（C型肝炎など）がない場合、感染症の血液検査を実施させていただくことに承諾をお願いいたします。なお、検査費用についてはこちらで負担させていただきます。

1 1. 損害賠償

1. 事業所は、入居者に対するサービス提供にあたって、万が一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って入居者に損害を賠償します。但し、入居者に重過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され又は賠償額を減額されることがあります。

事業所は万が一の事故に備え損害賠償保険に加入しています。

1 2. 感染症対策

感染症予防に関する委員会を定期的開催し、対策等の検討を行っております。また、万一発生した場合は、感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じます。

また、年2回の感染症に関する職員学習会を開催します。

1 3. 入居中のリスク

当ホームでは入居者が快適に入居生活を送れるよう、安全な環境づくりに努めておりますが、疾病や加齢に伴い、急激な体調の悪化（誤嚥・窒息・肺炎・皮膚剥離）・転倒等、自宅での生活においても起こりえる様々な危険性が伴う事を充分にご理解下さい。

1 4. 業務継続計画（BCP）の訓練

感染症や災害の発生時、継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）に沿った職員学習会を、年2回開催します。

1 5. サービスおよび利用料等

保険給付 サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じた定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。
--------------	---

家賃、敷金及び介護などその他日常生活上必要な便宜供与の対価として受領する費用以外の金品（いわゆる権利金等）は受領しません。

(1) 実 費 (1日につき)

1. 家賃	1, 4 0 0 円
2. 水道光熱費	8 0 0 円
3. 食費	1, 5 8 0 円
4. 個人使用の電気製品の電気料金 ※居室で個人使用の電気製品（コンセント使用数ごと）使用は自己負担となります。 (例：電動ベット、テレビ、 各種充電器、電気毛布 等)	5 0 円 (2製品まで) 1 0 0 円 (4製品まで) 1 5 0 円 (6製品まで)
5. 個人消耗品等の費用	紙オムツ代、尿とりパット代、リハビリパンツ代、理美容代、ホームで洗濯できない衣類等のクリーニング代（毛布等）等、個人で使用した品は実費請求となる。

(2) 提供するサービスの利用料、入居者負担額 *く>は2・3割負担の方

① 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)

要介護1	7 5 3 円 <1 5 0 6 円> <2 2 5 9 円>	要介護2	7 8 8 円 <1 5 7 6 円> <2 3 6 4 円>	要介護3	8 1 2 円 <1 6 2 4 円> <2 4 3 6 円>
要介護4	8 2 8 円 <1 6 5 6 円> <2 4 8 4 円>	要介護5	8 4 5 円 <1 6 9 0 円> <2 5 3 5 円>		

② 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)

要介護1	7 8 1 円 <1 5 6 2 円> <2 3 4 3 円>	要介護2	8 1 7 円 <1 6 3 4 円> <2 4 5 1 円>	要介護3	8 4 1 円 <1 6 8 2 円> <2 5 2 3 円>
要介護4	8 5 8 円 <1 7 1 6 円> <2 5 7 4 円>	要介護5	8 7 4 円 <1 7 4 8 円> <2 6 2 2 円>		

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)

要支援2	7 4 9 円 <1 4 9 6 円> <2 2 4 7 円>
------	---------------------------------------

④ 短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)

要支援2	7 7 7 円 <1 5 5 4 円> <2 3 3 1 円>
------	---------------------------------------

(3) 次の各種加算項目は、利用料として入居者負担額となる *く>内は2・3割負担の方

○初期加算（1日につき）*短期利用を除く 30円<60円、90円>

- ・短期利用以外の場合、入居された日から起算して30日以内の期間については、初期加算として加算される。
- ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に再入居した場合、再入居日から30日間、初期加算として加算される。

○医療連携体制加算（Ⅰ）ハ（1日につき） 37円<74円、111円>

なごみの家では、「訪問看護ステーションしみず」との契約により看護師を確保し、看護師により24時間連絡可能な体制をとるとともに入居者が重度化した場合における対応の指針を定めて、入居者又はご家族等への説明・同意の上、健康管理・医療連携体制を強化します。

○退居時情報提供加算（1回のみ） 250円<500円、750円>

入居者が退居し医療機関に入院する場合に、当該入居者の心身の状況や生活歴等の情報を入院先の医療機関へ提供した上で、当該入居者の紹介を行った場合加算される。

○退居時相談援助加算（1回のみ） 400円<800円、1200円>

1月以上入居した方に対して、退居後の介護サービス等の相談援助を行い、地域包括支援センター等に入居者の介護状況を示す文書を提供した場合に加算される。

○認知症チームケア推進加算（Ⅱ）（1月につき）*短期利用を除く

120円<240円、360円>

入居者の認知症の行動・心理症状の予防及び出現の早期対応を行うために複数人の介護職員がチームを組み、対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施する場合に加算される。

○認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（1月につき）*短期利用を除く

150円<300円、450円>

上記の認知症チームケア推進加算（Ⅱ）要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者がチームケア推進に係る場合に加算される。

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（１日につき）＊短期利用を除く 3円＜6円、9円＞
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（１日につき）＊短期利用を除く 4円＜8円、12円＞
- 認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスの提供を行った場合に加算されます。また、認知症ケアに関する留意事項及び技術的指導会議や研修会又は学習会を定期的に開催します。
- ※認知症チームケア推進加算を算定する場合は、認知症専門ケア加算は算定しない。

- 協力医療機関連携加算（Ⅰ）（１月につき）＊短期利用を除く 100円＜200円、300円＞
- 協力医療機関との間で、当該入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有し相談・診療を行う体制を確保している場合に算定する。
- ・入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している
 - ・高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している

- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（１月につき）＊短期利用を除く 10円＜20円、30円＞
- ホーム内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上でホーム内で感染者の療養や、他の入居者等への感染拡大を防止に努め、医療機関等と連携する。

- 新興感染症等施設療養費（１月に連続する５日間）＊短期利用を除く 240円＜480円、720円＞
- 入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を実施し介護サービスを行う。

- 口腔衛生管理体制加算（１月につき）＊短期利用を除く 30円＜60円、90円＞
- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行った場合。

- 口腔・栄養スクリーニング加算（６ヵ月に１回を限度）＊短期利用を除く 20円＜40円、60円＞
- 入居者に対し、利用中６か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、当該情報を担当する介護支援専門員に提供を行った場合。

○栄養管理体制加算（１月につき）＊短期利用を除く ３０円＜６０円、９０円＞

管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合。

○生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき） ２００円＜４００円、６００円＞

指定訪問リハビリテーション事業所や指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設等と連携し、医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が当事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況などの評価(生活アセスメント)を共同して行う。計画作成担当者は、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成する。

○若年性認知症入居者受入加算（１日につき） １２０円＜２４０円、３６０円＞

若年性認知症入居者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算（入居後７日まで）＊短期利用のみ

２００円＜４００円、６００円＞

在宅での生活が困難な入居者に対して、緊急的に短期利用認知症対応型共同生活介護を行った場合。

○生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（１月につき）＊短期利用を除く

１０円＜ ２０円、 ３０円＞

入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催をし、必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを導入する。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う

○看取り介護加算 ＊短期利用を除く

死亡日以前４５日を上限として看取り介護を行った場合、加算として上記（１）に加算されます。

死亡日以前３０日以上４５日以下 ７２円＜１４４円、２１６円＞

死亡日以前４日以上３０日以下 １４４円＜２８８円、４３２円＞

死亡日の前日及び前々日 ６８０円＜１３６０円、２０４０円＞

死亡日 １２８０円＜２５６０円、３８４０円＞

○入院時費用（１月に６日まで） ２４６円＜４９２円、７３８円＞

入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときに、退院後再び円滑に入居することが出来る体制を整えた場合。

○科学的介護推進体制加算（１月につき）＊短期利用を除く ４０円<８０円、１２０円>
入居者毎の 日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等の基本的な情報を、定期的に厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１日につき） ２２円<４４円、６６円>
当事業所の介護福祉士が介護従事者全体の７０％以上の場合に加算される。

○介護職員等ベースアップ等支援加算
認知症対応型共同生活介護 所定単位数の ２.３％のサービス単位数の合計に１０００分の ２３ に相当する単位数（ $23 / 1000$ ）を加算する。

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
認知症対応型共同生活介護 所定単位数の １１.１％のサービス単位数の合計に１０００分の １１１ に相当する単位数（ $111 / 1000$ ）を加算する。

○介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
認知症対応型共同生活介護 所定単位数の ３.１％のサービス単位数の合計に１０００分の ３１ に相当する単位数（ $31 / 1000$ ）を加算する。

※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） の３項目については、２０２４年５月までの算定となる。

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
認知症対応型共同生活介護 所定単位数の １８.６％のサービス単位数の合計に１０００分の １８６ に相当する単位数（ $186 / 1000$ ）を加算する。

※介護現場の介護職員処遇改善のベースアップにつながる目的に、複数に分かれている処遇改善の加算が、２０２４年の報酬改定で一本化となる。

※２０２４年６月から算定対象となる。

○身体拘束廃止未実施減算（１日につき）＊短期利用を除く
所定単位数の１００分の１０に相当する単位数（ $10 / 100$ ）を減算（１.０％減算）
身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。
・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ります。（運営推進会議も活用します）
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

○高齢者虐待防止措置未実施減算（１日につき）＊短期利用を除く

所定単位数の１００分の １に相当する単位数（１／１００）を減算（１．０％減算）
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に
減算対象となる。

○業務継続計画（ＢＣＰ）未策定減算（１日につき）＊短期利用を除く

所定単位数の１００分の ３に相当する単位数（３０／１００）を減算（３．０％減算）
感染症や災害の発生時、継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画
（ＢＣＰ）を策定することとなっているが、未策定の場合に減算対象となる。

※なごみの家は 2024 年 1 月に策定済みである

16. お支払について

毎月 10 日までに、前月分を請求させていただきますので、毎月 21 日までにお支払ください。

①支払い方法

ご指定の金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

※月 21 日が金融機関休業日の場合翌日の営業日となります。

②領収書発行及びお渡し方法

口座振替の結果を確認後、領収書を発行致します。次月発行の利用請求書とあわせて発送しま
す。なお、領収書は各種申請等に必要な場合もございます。領収書の再発行はいたしかねます
ので、大切に保管してください。

17. 協力医療機関

協力医療機関名	上松川診療所
住所・電話番号	福島市北沢又字番匠田 5 TEL 024-558-1111
診療科目、ベッド数等	内科、小児科、整形外科、胃腸科、リハビリテーション科、放射線科
協力医療機関名	須川診療所
住所・電話番号	福島市野田町一丁目 12-72 TEL 024-531-6311
診療科目、ベッド数等	内科、小児科、外科、整形外科、胃腸科、循環器科、神経内科、呼吸器科 リハビリテーション科、放射線科

協力歯科医療機関

協力医療機関名	松北歯科クリニック
住所・電話番号	福島市北沢又外新田 17-1 TEL 024-555-3555
協力医療機関名	五十嵐歯科クリニック
住所・電話番号	福島市仁井田字石塚 36-1 TEL 024-545-9336
協力医療機関名	はら歯科口腔外科・嚥下 曾根田駅前
住所・電話番号	福島市曾根田町 1-18 MAX ふくしま 3 階 TEL 024-545-9336

協力訪問看護ステーション

協力医療機関名	訪問看護ステーションしみず
住所・電話番号	福島市北沢又字番匠田 5 TEL 024-558-8060

18. 苦情相談

苦情相談窓口	苦情受付担当者 : 山 田 兼 吾 苦情解決責任者 : 渡 邊 高 広
連絡先電話番号	(電話) 024-555-1020 (FAX) 024-555-1311

また、虹の箱（ご意見・要望）を隣接 老人保健施設にじのまちに設置しております。

年 月 日

(事業者)

ホーム名 なごみの家
住 所 福島市北沢又字下台前 1-2
説明者名

私は、本書面に基づいた重要事項の説明を受け同意しました。

(入居者)

住 所
氏 名

(身元引受人又は後見人)

住 所
氏 名